

## 平成26年第1回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成26年6月17日(月曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 榎本 真弓	2番 森本 信明	3番 小宮山 正儀
4番 土屋 春江	5番 西 藤 努	6番 田中 三江
7番 橋本 昭	8番 山浦 妙子	9番 箕輪 修二
10番 宮下 典幸	11番 小池美佐江	12番 滝沢寿美雄

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 無し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 小宮山和幸 副町長 森澤光則 教育長 塩沢勝巳  
総務課長 笹井恒翁 町づくり推進課長 青井義和  
町づくり推進課 企画調整幹 中村茂弘 町民課長 羽場幸春  
建設課長 荻原邦久 農林課 中澤文雄 観光課長 岩下弘幸  
会計室 小宮山清富 教育次長 宮坂晃 たてしな保育園園長 真瀬垣妙子  
庶務係長 遠山一郎

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 長坂徳三 書記 伊藤百合子

散会 午後2時56分

(午後 1 時30分 開議)

**議長（滝沢寿美男君）** 本日、審議最終日となりましたが、最後まで慎重審議のほど、よろしくお願いをいたします。

これから、3月17日、本日の会議を開きます。

報告します。8番議員、山浦妙子君より遅刻の届が出ております。

本日の会議における蓼科ケーブルビジョンの取材を、議場固定カメラから撮影することを許可してあります。

議事日程はお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 議案第3号～日程第28 陳情第3号

**議長（滝沢寿美雄君）** 日程第1 議案第3号 立科町課等設置条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第28 陳情第1号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情書までの28件を一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、一括議題とします。ただいま議題となっています案件につきましては、各常任委員会及び予算特別委員会に付託し審査されていますので、各委員長より審査結果の報告を求めます。

西藤努総務経済常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈5番 西藤 努君 登壇〉

**5番（西藤 努君）** それでは、総務経済常任委員会の審査報告を申し上げます。

当委員会に付託された案件は、条例改正3件、廃止1件、平成25年度一般会計補正予算、特別会計補正予算2件、陳情1件の8件であります。

付託案件につきましては、審査経過の中で申し上げます。

2. 審査経過

本委員会は、3月6日に付託された標記案件について、3月7日に委員会を開催し、慎重に審査を行った大要は次のとおりであります。

(1) 議案第3号 立科町課等設置条例の一部を改正する条例制定について  
全会一致で可決しました。

(2) 議案第5号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

全会一致で可決しました。

(3) 議案第10号 立科町水道施設事業費の分担金の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について

消費税の改定に伴う一部条例改正との説明を受け、全会一致で可決しました。

(4) 議案第 12 号 立科町福祉施設整備基金条例を廃止する条例制定について  
全会一致で可決しました。

(5) 議案第 24 号 平成 25 年度立科町一般会計補正予算 (第 8 号) について  
歳入全款、歳出のうち、【2 款】総務費 (戸籍住民基本台帳費を除く)、【5 款】農林水産業費、  
【6 款】商工費 (1 項商工費)、【7 款】土木費、【8 款】消防費、【10 款】災害復旧費、【12 款】  
予備費。

歳入については、事業実績に伴う補正が主なものであり、繰入金ではハートフルケアたてしな  
事業会計の廃止に伴う特別会計繰入金及び福祉施設整備基金条例廃止に伴う基金繰入金の増額  
補正であるとの説明を受けました。

歳出については、【2 款】総務費、総務管理費では、一般管理費で実績及び実績見込みによる  
補正、財産管理費では、現在解体工事を進めている旧三葉保育園の記念樹を利用したベンチの作  
製費、また 2 月の降雪に伴う町有施設の除雪費の増額補正、別荘等貸付地管理経費では、町有地  
内の雨水排水路整備に伴う測量設計業務委託料の計上、基金管理費では財政調整基金への積立金、  
企画費ではがんばる地域応援事業の実績による補正との説明を受けました。【5 款】農林水産業  
費、農業費では、立科町農業振興公社への補助金の増額、人・農地プラン事業において実績によ  
る減額と事業費の確定に伴う減額、林業費では、松くい虫防除対策事業費及び森林造成事業費の  
確定に伴う減額、土地改良費では、県単緊急防災事業に伴う設計委託料の増額、その他の事業費  
の確定に伴う減額補正との説明を受けました。【6 款】商工費では、商工振興費で、事業費の確  
定に伴う補正との説明を受けました。【7 款】土木費では、道路橋梁費で除雪費等の増額、住宅  
団地造成に伴う道路施設整備委託料の計上及び道路整備関連の工事費等の減額補正であり、下水  
道費では、一部事務組合負担金の確定による減額補正が主なものと説明を受けました。【8 款】  
消防費では、事業実績に伴う補正であるとの説明を受けました。【10 款】災害復旧費では、農林  
業施設災害復旧費で降雨災害による耕地災害復旧経費の減額補正であるとの説明を受けました。  
【11 款】公債費では、長期債の利率確定及び利率見直しに伴う元利償還金の補正であるとの説  
明を受けました。【12 款】予備費を含め、全会一致で可決しました。

(6) 議案第 28 号 平成 25 年度立科町住宅改修資金特別会計補正予算 (第 1 号) について  
全会一致で可決しました。

(7) 議案第 29 号 平成 25 年度立科町下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号) について  
入札差金及び消費税額の確定による管理経費の減額との説明を受け、全会一致で可決しました。

(8) 陳情第 1 号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情書  
慎重を期し、不採択としました。

### 3. 審査結果

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則第 77 条の  
規定により報告いたします。

以上です。

議長 (滝沢寿美雄君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、土屋春江社会文教観光常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈4番 土屋 春江君 登壇〉

4番（土屋春江君）社会文教観光常任委員会の審査報告を申し上げます。

1. 付託案件

付託案件につきましては、審査経過の中で申し上げます。

2. 審査経過

本委員会は、3月6日に付託された標記案件について、3月7日、常任委員会を開催し、慎重に審査を行った大要は次のとおりであります。

（1）議案第4号 立科町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例制定について  
原案を全会一致で可決しました。

（2）議案第6号 立科町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について  
原案を全会一致で可決しました。

（3）議案第7号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定について  
消費税法の改正に伴う索道利用料金の改定との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（4）議案第8号 立科町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例制定について  
原案を全会一致で可決しました。

（5）議案第9号 立科町ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について  
原案を全会一致で可決しました。

（6）議案第11号 ハートフルケアたてしな事業会計条例を廃止する条例制定について  
原案を全会一致で可決しました。

（7）議案第13号 ハートフルケアたてしな施設介護サービス事業財政調整基金条例を廃止する条例制定について  
原案を全会一致で可決しました。

（8）議案第14号 ハートフルケアたてしな居宅介護サービス事業財政調整基金条例を廃止する条例制定について  
原案を全会一致で可決しました。

（9）議案第24号 平成25年度立科町一般会計補正予算（第8号）について  
歳出のうち、【2款】総務費（のうち戸籍住民基本台帳費）、【3款】民生費、【4款】衛生費、【6款】商工費（2項観光費）、【9款】教育費

【3款】民生費

児童福祉費の保育所費では、実績による経常経費等の補正との説明を受けました。

【4款】衛生費

保健衛生費では、主に後期高齢者人間ドックの受診者数の増に伴う増額、高齢者インフルエンザ接種者数の減による減額及び佐久市新斎場建設負担金の減額補正との説明を受けました。

【6款】商工費

事業実績による補正との説明を受けました。

【9款】教育費

教育総務費の事務局費では、蓼科高校への町外からの生徒が増えたことに伴う通学バス増便による補助金の増、社会教育費の公民館費では、公民館事業等で使用する横断幕作成用の大型プリンター更新との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(10) 議案第 25 号 平成 25 年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について  
国保税の滞納状況と財源に関する説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(11) 議案第 26 号 平成 25 年度立科町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について  
原案を全会一致で可決しました。

(12) 議案第 27 号 平成 25 年度ハートフルケアたてしな事業会計補正予算（第 2 号）について

介護給付費自己負担金の徴収の現状や、一般会計繰出金に係る補正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

3. 審査結果

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

**議長（滝沢寿美雄君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、西藤努予算特別委員長、登壇の上、報告願います。

〈5番 西藤 努君 登壇〉

**5番（西藤 努君）** それでは、予算特別委員会審査報告を申し上げます。

本委員会に付託された案件は、平成 26 年度一般会計予算、特別会計予算 7 件、事業会計予算 1 件の 9 件であります。

付託案件につきましては、審査経過報告の中で申し上げます。

2. 審査経過

本委員会は、3月6日に付託された標記案件について、3月10日及び3月11日に委員会を開催し、慎重に審査を行った結果は次のとおりであります。

(1) 議案第 15 号 平成 26 年度立科町一般会計予算について  
賛成多数で可決しました。

(2) 議案第 16 号 平成 26 年度立科町国民健康保険特別会計予算について  
全会一致で可決しました。

(3) 議案第 17 号 平成 26 年度立科町後期高齢者医療特別会計予算について賛成多数で可決しました。

(4) 議案第 18 号 平成 26 年度立科町介護保険特別会計予算について全会一致で可決しました。

(5) 議案第 19 号 平成 26 年度立科町住宅改修資金特別会計予算について全会一致で可決しました。

(6) 議案第 20 号 平成 26 年度立科町下水道事業特別会計予算について全会一致で可決しました。

(7) 議案第 21 号 平成 26 年度立科町白樺高原下水道事業特別会計予算について全会一致で可決しました。

(8) 議案第 22 号 平成 26 年度立科町水道事業会計予算について全会一致で可決しました。

(9) 議案第 23 号 平成 26 年度立科町索道事業特別会計予算について全会一致で可決しました。

### 3. 審査結果

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

以上です。

**議長（滝沢寿美雄君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。8 番、山浦妙子君、登壇の上、願います。

〈8 番 山浦 妙子君 登壇〉

**8 番（山浦妙子君）** 8 番、山浦妙子です。

今回提出されました平成 26 年度予算について、反対の立場で討論を行います。

平成 26 年度ほど、私たちは財布の中身を常に気にしながら生活をしなければならない年はないように思います。4 月 1 日から消費税率が 8% に引き上げられることになっております。民間のシンクタンクの試算では、全ての世帯で増税となりますが、負担税の年収に対する比率は低所得世帯ほど重くなります。消費税増税が私たちの生活の全てに連動して、加算されてきています。国の住民生活破壊の動きの中で、町民生活の防波堤としての役割を担う町の行政には十分な影響緩和策を講じていただくように求めるものであります。

討論に入ります。

議案第 15 号 昨年 5 月 24 日に成立した社会保障番号制度法、いわゆるマイナンバー制度に関する立科町のシステム構築に向けた改修予算が、概算のみのものとして、468 万円盛り込まれ

ました。この予算措置は、一部地方交付税措置ですが、基本的には全額国家補助となるものと聞いています。2015年10月から、住民一人一人につけられた番号が通知され、2017年からは個人番号によって個人情報を照合する情報提供のネットワークシステムの利用によって、政府は申請書類の簡素化がなされ、給付の低級調整のメリットが得られると宣伝しています。

ところが、当人は成りすまされているとも気がつかないでいる成りすましや個人情報の流出によるプライバシーの侵害や悪用が危惧されるなど、深刻なデメリットと表裏一体のものであります。原則不変の個人番号の付番で、個人情報が容易に照合できることによって、このデメリットが常態化する恐れがあります。制度の根本問題として、個人情報の悪用、プライバシー侵害、成りすましなどに対する情報管理のあり方などに対するチェック機能が確立されておられません。全額国庫補助だということではありますが、初期投資3,000億円の巨大プロジェクトであり、具体的なメリットの費用対効果も示されておらず、新たな国民負担を求めることとなります。それから、税・社会保障分野では、徴税強化と社会保障の給付削減の手段とされかねないものであります。以上の理由から、導入する必要は全くないものと考え、この予算に反対するものであります。

それから、人権政策推進費の部落解放同盟立科町協議会への補助金については、毎年40万円ずつの減額であります。行政の行う差別行為にほかならず、一日も早い解決策を講じるよう求めるものであります。

次に、議案第17号 後期高齢者医療特別会計の予算についてであります。

2年ごとの保険料改定で、今回は5.04%の値上がりで、年平均保険料額は2,550円値上げされて、5万551円から5万3,101円となります。高齢者の年金は引き下げられ、この4月からは消費税の増税が直撃し、介護サービスの利用料も引き上げとなります。その上、さらに後期高齢者医療の保険料の増額では、ますます厳しい生活を強いることとなります。この制度が続く限り、保険料が増加し続けるという重大な欠陥がある制度でありますので、制度の廃止しかなく、それを求めるものであります。

また、立科町議会の滝沢議長は、今回、町の議長選出の長野県後期高齢者医療広域連合議会の議員としてご苦労いただいております。今議会には、16人の議員のうち、市町選出の3人と村長選出の1人が公務のため欠席であったと聞いています。2年に一度の保険料の改定の重要な議会であるにもかかわらず、この広域連合議会の構成が首長や市町村議のみという議会のあり方、そのものにも限界があるのではと考え、滝沢議長には広域連合に対してもきちんと問題提起をするように求めるものであります。

次に、陳情第1号 労働者保護ルールの改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情書についてです。総務経済常任委員長報告は採択でありましたが、私はこの報告に対して反対の立場での討論を行います。

日本も加盟しているILO国際労働機関でも、経済危機からの回復と持続可能な成長にとって最も大切なのは経済政策の中心に雇用を位置づけることにあるとして、使い捨てから雇用を守り、人間らしい働き方ができる社会を目標にしています。国際機関が人間らしい労働を行うための積極的な提起を行っている中で、日本の政府は今、みずから参加する国際機関の結論に背を向けて、

憲法違反の労働法制の規制緩和を、労働者や国民の反対を押し切って進めています。労働者派遣法を初めとする労働法制の規制緩和によって、非正規労働者を働く人全体の4割にまで増やしました。正社員で募集すれば、人は幾らでも集まるという労働市場になっています。このような中で働いている人は、やめたら正社員での再就職はできないという恐怖心から、毎日深夜にまでわたる長時間労働にも、パワハラやいじめにも耐えて、その職場にしがみついています。このような日本全体の労働条件の悪化をもたらし、日本の企業経営と、そこで働く全ての人たちの生活に被害をもたらしている現状の中で、新たな規制緩和を行うことはどうしても阻止しなければなりません。

今回、政府が行おうとしている労働法制の規制緩和は、世界で一番企業が活動しやすい国にするためだと言われています。しかし、このことは、解雇自由とただ働き、長時間労働を野放しにするものであり、働く人が世界一住みにくい国になってしまいます。例えば、解雇の金銭解決制度、これは裁判で解雇無効になったのに、お金を払えば有効になるという司法権の否定、憲法を侵害する制度であります。解雇を金銭解決する仕組みづくりとするものです。

それから、職種と勤務地を限定し、この限定条件がなくなったら、いつでも解雇できるようにする限定正社員。正社員と言っても、長く働ける保証はなく、労働条件も有期で働いていたときのままで、名ばかりの正社員の制度です。就業規則に職種や勤務地が限定されている社員の場合、この限定条件がなくなると解雇できると書き込もうとしているものだという事であり、

次に、残業代ゼロ法案とも言われているホワイトカラーエグゼンプション、これを導入しますと、正社員は死ぬまで長い時間働くことを強いられることになります。働く時間の概念を取り外すもので、ホワイトカラーでない労働者にも広がっているものです。

このほかにも、派遣労働の原則を投げ捨てて、さらに拡大・自由化しようとすることも盛り込まれようとしています。今こそ働く人を大切に、物づくりと産業の力を伸ばすときではないでしょうか。働く人を使い捨てにする政治は、労働者から仕事へのモチベーションを奪い、技術力を低下させます。雇用のルールを強め、働く人を大切にする社会をつくることは産業の発展の源泉であり、消費と需要を支え、私たちの経済のしっかりとした基盤をつくることにつながります。

今、労働組合の所属の違いを越えた労働者保護ルール改悪阻止の運動の広がりが、全国の至るところで生まれています。労働者の皆さんはもとより、経営者の皆さんも含めて、国民的議論で使い捨てや使いつぶす働かせ方をやめさせる法の改正が実現できるように、ともに力を合わせることを呼びかけまして、私の討論を終わりといたします。

**議長（滝沢寿美雄君）** ほかに反対討論はありませんか。7番、橋本昭君、登壇の上、発言願います。

〈7番 橋本 昭君 登壇〉

**7番（橋本 昭君）** 7番、橋本昭です。

議案第15号 平成26年度一般会計予算について、反対の立場で討論いたします。

予算提案されました土木費の住宅費、町営住宅建設事業費160万円は、予算特別委員会で、建



設課から、女神湖町営住宅建てかえのための現在地での土地測量の委託費と説明があり、以下申し上げる点から、予算計上すべきでない判断し、反対いたします。

本予算と同様の予算が、24年度当初予算で50万円の調査測量委託費が計上され、下水道関係の測量がなされましたが、その際にも今回と同様の指摘をしており、今般の予算計上に当たり、観光地における町営住宅のあり方について調査・検討した結果であるとの説明もなされず、町の考え方が明らかではありません。

ご承知のとおり、白樺高原の町有地は特別宿泊地区、すなわち別荘地や寮・保養所施設と旅館等の宿泊施設、食堂、売店ほかの営業地として貸し付けられ、各営業施設は住居を備えた施設であり、原則論から言えば、公営住宅の目的でもある、いわゆる一般的な住宅困窮者は存在しないと言えます。

しかしながら、当時の大型ホテルでは、家族、従業員等が居住する従業員宿舎を完備できず、このため町の英断で、観光のより発展を期して町営住宅を設置したものと推察され、里の町営住宅とは意味合いが違うものと理解しております。女神湖町営住宅は、築三十数年を経過し、老朽化している施設であります。建てかえを前提として、老朽化し、建てかえの時期となったからとか人情論等の短絡的な考え方で結論を出すのはあまりにも拙速であると言わざるを得ません。町民が誇りに思える白樺高原という観光地においての町営住宅のあり方を、10年・20年先の将来的な展望を見通した上で、女神湖町営住宅そのものの必要性、立地の問題、入居条件、さらには立科町の住宅政策という大きな視点等、さまざまな角度から検討し、その結論を出すべきと考えます。

女子スポーツの聖地化の方針を打ち出されるのならば、真に聖地となるように白樺高原を整備し、再整備構想等を立ち上げ、その中で女神湖町営住宅の建てかえ問題が検討されるべきであり、白樺高原の今後の方向性を決めると言っても過言でない、重要な問題であるということ指摘しておきます。

その観点から、いまだ厳しい財政であると町長は認識されており、仮に予算が採択された場合においても、160万円の調査、測量費がむだにならぬよう、調査、測量を業者に委託する前に、現に居住者がおられ、非常にデリケートな問題であることから、地域住民の問題に転嫁しないよう留意し、女神湖町営住宅のあり方について明確な方針、道筋を定め、説明責任を果たされ、地域での合意形成を図ることを望み、反対討論といたします。

**議長（滝沢寿美雄君）** ほかに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。2番、森本信明君、登壇の上、願います。

〈2番 森本 信明君 登壇〉

**2番（森本信明君）** 2番、森本です。

2月の豪雪から1カ月が過ぎ、立科の里もようやく恵の地肌が見え、春の訪れを感じさせる暖

かさと思います。豪雪で農業施設等で被害に遭われた皆さんにも、改めてお見舞いを申し上げ、早急に生産意欲が回復する支援を対応すべきと考えます。反面、蓼科山麓に積もった雪は幾数年にわたり、私たち立科町民に水資源として恵を与えてくれるものであり、自然の恵に感謝するところです。

さて、今定例会に上程された条例改正、平成 26 年度予算案、補正予算について、賛成の立場から意見を述べます。

条例改正のうち、立科町課等設置条例の一部改正をする条例は、立科町の課題とする商工業と観光の振興、企業誘致、移住交流等に関する分掌事務をこなす産業振興室設置であり、より積極的、果敢に商工・観光振興等の発展に努められる充実した部署とし、所期の目的が達せられるよう期待するものであります。

また、他の条例の一部改正は、上位法の改正、消費税法の改正等に伴うものであります。

平成 26 年度予算案については、景気低迷から景気回復が見えない経済情勢の中で、歳入のうち町税は前年に比して伸びはあるものの、依然自主財源の構成比率は低く、地方交付税等の国の財政支援に頼るところであるが、積極的に国・県の補助事業を取り入れるなどし、財政基盤の確立に努められているものと、財政基盤の安定に努める中で、町民の福利厚生、生活基盤の確立、そして将来を見据えての投資が必要であります。

そんな中で、本年度の主な事業は、継続事業の地理空間情報整備事業、J I S 導入事業、国の補助と単独市になる道路、町道改良工事、温泉館権現の湯の施設改修、農業振興にかかわる投資、明日の立科町を担う児童・生徒の学力向上等の立科教育推進事業等であります。そして、子育て支援策としての保育料の平均 15%の引き上げは、財政基盤と保護者の要望等を勘案し、評価するものです。

白樺高原を中心とする観光事業は、索道事業のあり方、女子スポーツの聖地化等の事業を挙げられて、白樺高原の活性化に向けての取り組みであります。活性化事業には多くの課題と意見等が発せられている状況下であります。活性化事業については、白樺高原の事業主、地区住民等の意見集約、調整を図るなどして取り組まれているところでありますが、さらに結果が図られる取り組みが必要と考えます。

また、高齢者対策として、町補助による社会福祉ハートフルケアたてしなの移転建設は、26 年度から造成工事に着手し、27 年度建設工事完了に向けて取り組まれています。

新クリーンセンター建設と佐久市新斎場建設に対する事業負担、川西赤十字病院への財政支援等、近隣市町との連携、公益事業は町民の環境衛生に寄与するものとして期待をしています。

次に、平成 26 年度国民健康保険特別会計予算案ほか 7 特別会計予算案については、例年どおりの事業が実施であり、町民の健康福祉、日常生活にかかわる事業として理解をします。

次に、平成 25 年度一般会計補正予算と国民健康保険特別会計補正予算ほか 3 特別会計補正予算については、25 年度末に向けての事業費の確定、事業実績見込みとして補正を要するものとして理解をします。

理事者と職員におかれましては、各種の事業展開に当たり、事業効果、事業経費等を十分に精

査、検討され、経費の節減に努められ、予算執行されることを要望するところであります。

また、理事者におかれましては、職員が健康的な笑顔で住民に接し、住民サービスができる職場環境、労働条件を整えていただくことをお願いし、賛成討論といたします。

**議長（滝沢寿美雄君）** ほかに賛成討論はありませんか。6番、田中三江君、登壇の上、願います。

〈6番 田中 三江君 登壇〉

**6番（田中三江君）** 6番、田中三江です。

私は、平成26年第1回定例会に提出されました議案に対し、賛成の立場で討論いたします。

3・11東日本大震災から3年、被災されました皆様の一日も早い復興を願っておりますが、消費税増税前の駆け込み工事等により、材料、人材不足が影響し、復旧はなかなか進まないようです。国を挙げ、被災地の復興・復旧に全力を上げることを期待し、また願っております。

討論に入ります。

議案第3号 立科町課等設置条例の一部を改正する条例制定については、産業振興室を新たに設置する条例であり、商工業の振興、新たな観光の創造、交流事業など、特に重要とする事項に力を入れていくとのことであり、各課との連絡を密にし、実効性のある取り組み、運営を期待するところであります。

そのほかの条例は、この4月1日から改正になります消費税増税に伴う条例改正、地域主権改革一括法による改正などがあり、加えて福祉施設整備基金条例の廃止は、ハートフルケアたてしの社会福祉法人化に伴い条例を廃止するもの、これからも高齢者福祉を支援していくということであり、期待するものであります。

平成26年度一般会計当初予算は43億円と前年比8.6%増、大きな歳出では、土木費の町道平林真蒲線改良工事や小学校線別荘道路舗装工事など、また27年度運用開始を目指す地理空間情報整備事業、女子スポーツの聖地化に向け、観光地のそれぞれの整備や白樺高原総合観光センター、ここに太陽光発電を設置、権現の湯温泉館ろ過機更新事業や権現山運動公園整備等、国からの補助金による事業もあり、町民生活に密着した施策、予算であると賛成するものであります。

町長の掲げました重点目標の1つである子育て支援では、保育料の階層区分により、最高9,000円、15%の負担軽減を図ることは、低所得者層への手厚い支援と評価できるものであります。

立科教育では、引き続き町独自による教員の配置により、学力向上、子供たちに生き抜く力をつけるという大きな夢に向かった投資であり、継続を望むものであります。

今年度予算は、町長就任2期目、4年間の最終の年となり、町長の思いが込められた事案が多いわけですが、将来に向け、活力ある町になることを期待し、私の賛成討論といたします。

**議長（滝沢寿美雄君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第1 議案第3号 立科町課等設置条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第12 議案第14号 ハートフルケアたてしな居宅介護サービス事業財政調整基金条例を廃止する条例制定についてまでの12件を一括採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第3号 立科町課等設置条例の一部を改正する条例制定についてから、議案第14号 ハートフルケアたてしな居宅介護サービス事業財政調整基金条例を廃止する条例制定についてまでの12件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13 議案第15号 平成26年度立科町一般会計予算についての採択をします。

本案の採決は起立により行います。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

長坂事務局長、確認願います。

起立多数です。したがって、議案第15号 平成26年度立科町一般会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14 議案第16号 平成26年度立科町国民健康保険特別会計予算についての採択をします。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第16号 平成26年度立科町国民健康保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15 議案第17号 平成26年度立科町後期高齢者医療特別会計予算についての採決をします。

本案の採決は起立により行います。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

長坂事務局長、確認願います。

起立多数です。したがって、議案第17号 平成26年度立科町後期高齢者医療特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16 議案第18号 平成26年度立科町介護保険特別会計予算についてから、日程第21 議案第23号 平成26年度立科町索道事業特別会計予算についてまでの6件を一括採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第 18 号 平成 26 年度立科町介護保険特別会計予算についてから、議案第 23 号 平成 26 年度立科町索道事業特別会計予算についてまでの 6 件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 22 議案第 24 号 平成 25 年度立科町一般会計補正予算（第 8 号）についてから、日程第 27 議案第 29 号 平成 25 年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）についてまでの 6 件を一括採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第 24 号 平成 25 年度立科町一般会計補正予算（第 8 号）についてから、議案第 29 号 平成 25 年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）についてまでの 6 件は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 28 陳情第 1 号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情書を採決します。

この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。陳情第 1 号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立少数です。したがって、陳情第 1 号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳述書は不採択とすることに決定しました。

◎日程第 29 議案第 30 号

**議長（滝沢寿美雄君）** 日程第 29 議案第 30 号 工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。笹井総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 笹井 恒翁君 登壇〉

**総務課長（笹井恒翁君）** 議案第 30 号 工事請負変更契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書のほうを朗読いたします。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、次のとおり請負変更契約を締結することについて、議会の議決を求めるというものでございます。

- 1 契約の目的 平成 25 年度社会資本整備総合交付金事業町道中原大深山線改良工事
- 2 工事箇所 立科町真蒲
- 3 契約金額 変更前 5,197 万 5,000 円 変更後 5,346 万円
- 4 契約の相手方 立科町宇山 株式会社高橋組でございます。

平成 26 年 3 月 17 日提出 立科町長 小宮山和幸

本件につきましては、本年度繰越明許を行い、社会資本整備総合交付金事業で町道中原大深山線改良工事の工事請負契約の変更について議会の議決をお願いするものでございます。

内容は、この 4 月より消費税が増税になることにより、消費税分の契約金額を変更する必要が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決が必要であることからご提案を申し上げます。

提案理由は以上でございますが、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

**議長（滝沢寿美雄君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。2 番、森本信明君。

**2 番（森本信明君）** 2 番、森本です。

今回、契約変更に伴って繰越明許をするということですが、現在の進捗状況と変更後の完成月日を聞きたいと思います。

**議長（滝沢寿美雄君）** 荻原建設課長。

**建設課長（荻原邦久君）** お答えいたします。

現在の現状でございますが、起工工事、丁張り等かけ終わりました、現在水道の切りかえ等の準備をしておるところでございます。

また、この工期でございますが、平成 26 年 6 月 30 日でございます。

以上です。

**議長（滝沢寿美雄君）** ほかに質疑はございませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔(なし) の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案の採決をします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第 30 号 工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 30 認定第 1 号

**議長（滝沢寿美雄君）** 日程第 30 認定第 1 号 立科町町道路線の認定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。荻原建設課長、登壇の上、願います。

〈建設課長 荻原 邦久君 登壇〉

**建設課長（荻原邦久君）** 認定第 1 号 立科町町道路線の認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

す。

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次の路線を立科町の町道として認定するものでございます。

道路認定は、その道路の延長や面積が交付税算入の基礎数値となります。また、道路の維持管理が規定に従って行われることとなります。

それでは、今回認定する路線の説明を申し上げます。

場所は野方地区下宮地裏の、立科町土地開発公社が進めている住宅団地内を循環する道路でございます。路線番号は 308 号、路線名は野方下宮地裏団地線、起点は大字芦田字下宮地裏 1671-1 先、団地北側町道との交差部より大字芦田下宮地裏 1672-1 先団地南側町道との交差部まででございます。幅員の最大、最小 5m で、延長は 184.2m でございます。

以上、よろしくご審議の上、認定いただきますよう、お願い申し上げます。

**議長（滝沢寿美雄君）** これから本案についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔(なし) の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。お諮りします。本件は、これを認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第 1 号 立科町町道路線の認定については、認定することに決定をしました。

#### ◎日程第 31 同意第 1 号

**議長（滝沢寿美雄君）** 日程第 31 同意第 1 号 立科町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件を議題とします。

議案書の朗読を願います。長坂事務局長。

**事務局長（長坂徳三）** 同意第 1 号 立科町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件 次の者を、立科町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

住所 立科町大字桐原 802 番地 2

氏名 中澤邦雄

生年月日 昭和 24 年 5 月 12 日

平成 26 年 3 月 17 日提出 立科町長小宮山和幸

以上です。

**議長（滝沢寿美雄君）** 本案について、提出者の説明を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

〈町長 小宮山 和幸君 登壇〉

**町長（小宮山和幸君）** 立科町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件について、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の定員は3名であります。選任の時期はそれぞれ異なっておりますが、委員の市川芳久氏はこの3月末日をもって任期満了となります。よって、後任に立科町大字桐原802番地の2の中澤邦雄氏を固定資産評価審査委員に推薦いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

中澤氏は、昭和24年5月12日生まれ、学校卒業後、昭和43年より平成22年まで東京、静岡、長野県の法務局に勤務、土地家屋等の知識が豊富であり、現在は司法書士業を行っております。地域の活動にも大変熱心に積極的にかかわり、地域の人望も厚く、見識も高く、固定資産評価審査委員として適任でありますので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。よろしくご審議の上、ご同意をお願い申し上げます。

以上でございます。

**議長（滝沢寿美雄君）** これから本件についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔(なし) の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。

この採決は起立により行います。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

長坂事務局長、確認願います。

全員起立です。したがって、同意第1号 立科町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件については、これに同意することに決定しました。

◎日程第32 同意第2号

**議長（滝沢寿美雄君）** 日程第32 同意第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

議案書の朗読を願います。長坂事務局長。

**事務局長（長坂徳三）** 同意第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので議会の意見を求める。

住所 立科町大字山部1322番地

氏名 関紀子

生年月日 昭和22年1月2日



住所 立科町大字塩沢 1194 番地 1

氏名 市川義則

生年月日 昭和 25 年 12 月 4 日

平成 26 年 3 月 17 日提出 立科町長小宮山和幸

以上です。

**議長（滝沢寿美雄君）** 本案について、提出者の説明を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

〈町長 小宮山 和幸君 登壇〉

**町長（小宮山和幸君）** 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつき、提案説明をいたします。

このたび、人権擁護委員の関紀子さん、岩下一平さんの両名が平成 26 年 6 月 30 日をもって任期満了となります。人権擁護委員は、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、町長が候補者について議会の意見を聞き、法務大臣に推薦することとなっております。ついては、次の 2 名を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

関紀子さんは、現在 67 歳で、平成 23 年 7 月 1 日より人権擁護委員を務められており、温厚で識見が高く、社会的信用も兼ね備え、人権擁護委員としてまことに適任であり、再度推薦を申し上げる次第であります。また、市川義則さんは、現在 63 歳で、長年にわたり消防署に勤務され、消防署長の重責も務められ、誠実にして卓越した識見を持ち、地域での信頼も厚く、人権擁護委員としてまことに適任であり、推薦申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意いただきたく、お願い申し上げます。

**議長（滝沢寿美雄君）** これから本件についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。

この採決は起立により行います。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

長坂事務局長、確認願います。

全員起立です。したがって、同意第 2 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについては、これに同意することに決定しました。

◎日程第 33 同意第 3 号

**議長（滝沢寿美雄君）** 日程第 33 同意第 3 号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する

る財政上の計画の同意を求める件についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

〈町長 小宮山 和幸君 登壇〉

**町長（小宮山和幸君）** 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

辺地とその他の地域との間における住民の生活水準の著しい格差の是正を図る財政上の特別措置が講じられます辺地対策事業を実施する市町村は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を経て、公共的施設の総合整備計画を定め、県知事と協議し、総務大臣に提出することとなっております。

今回、平成26年度から平成28年度までの総合整備計画につきまして、議会の同意を求めるものであります。

内容については、担当よりご説明申し上げます。

ご審議の上、ご同意いただきますよう、お願い申し上げます。

**議長（滝沢寿美雄君）** 青井町づくり推進課長、登壇の上、願います。

〈町づくり推進課長 青井 義和君 登壇〉

**町づくり推進課長（青井義和君）** それでは、ご説明申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の計画期間は3カ年となっております。現在の平成23年度から平成25年度までの計画を見直し、平成26年度から平成28年度までの整備計画を策定するものであります。

計画の内容であります。公共的施設の整備を必要とする事情といたしまして、白樺高原の公共的施設整備により魅力ある観光地づくりを行い、集客増による地域産業の活性化を図る事業として、蓼科第2牧場を中心とする土地の有効利用やグランド整備等の蓼科牧場整備事業、星空観察のできる展望休憩所設備事業、樽ヶ沢周辺整備事業を計画、また陣内地区の森林公園を活用し、体験施設や溪流箇所整備、陣内森林公園の整備事業、蓼科地区のコミュニティ維持、地域振興のため蓼科地区活性化事業、美上下・中尾地区の恵まれた自然環境を生かした自然体験、就農研修ファーム整備事業を計画し、辺地内人口が減少している中で、誘客と定住の両面からの活性化により地域住民の生活の向上を図ります。これらの公共的施設の整備計画として、事業費4億4,000万円を見込んでおります。

以上であります。

**議長（滝沢寿美雄君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。10番、宮下典幸君。

**10番（宮下典幸君）** ちょっとお聞きしたいんですけども、公共施設の整備を必要とする事情で、蓼科牧場整備事業ということの中に、蓼科第2牧場を中心とする土地の有効利用ということですが、第2牧場を現在放牧地として有効利用されているわけですけども、その放牧地としての今後の位置づけについてどのように考えておられるか、お聞きをしたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君）中村町づくり推進課企画調整幹。

町づくり推進課企画調整幹（中村茂弘君）お答えします。

今、蓼科第二牧場につきましては、牧場の放牧地として利用しておりますけれども、今後、女子スポーツ等の聖地化に伴いまして、地目変更等も考えられますが、現在のところ、その状況で行きますけれども、今後の整備によっては地目等の変更もあるかと思えます。3カ年の計画ですので、それに沿った形で事業計画を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君）10番、宮下典幸君。

10番（宮下典幸君）その整備状況によっては地目の変更もあり得るということですが、と言いますと、放牧地としての位置づけはなくなるということなのか、ちょっとその辺お聞きしたいと思えます。

議長（滝沢寿美雄君）中村町づくり推進課企画調整幹。

町づくり推進課企画調整幹（中村茂弘君）お答えします。

今後の計画次第によって一部になるか、そういうことについても今後、検討してまいりたいと思えます。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに質疑はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。お諮りします。本件は、これを同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第3号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の同意を求める件については、同意することに決定しました。

◎日程第34 発議第1号

議長（滝沢寿美雄君）日程第34 発議第1号 立科町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。7番、橋本昭君、登壇の上、願います。

〈7番 橋本 昭君 登壇〉

7番（橋本 昭君）議会運営委員長の橋本昭です。

発議第1号 立科町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を説明申し上げます。

本定例会にて、立科町課等設置条例の一部を改正する条例が可決されました。これに伴い、新

設された産業振興室の議会常任委員会所管を定めるため、立科町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

別紙をご覧くださいませ。立科町議会委員会条例の一部を改正する条例。立科町議会委員会条例（昭和62年立科町条例第6号）の一部を次のように改正する。第2条第2号中「町民課・観光課及び教育委員会」を「産業振興室・町民課・観光課及び教育委員会」に改める。附則 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

ご審議の上、何とぞ採択賜りますよう、お願い申し上げます。

**議長（滝沢寿美雄君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔(なし) の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決をします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第1号 立科町議会委員会条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第35 発議第2号

**議長（滝沢寿美雄君）** 日程第35 発議第2号 委員会の閉会中の継続審査の件についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程を全部終了しました。

以上をもちまして会議を閉じます。

平成26年第1回立科町議会定例会を閉会とします。ご苦勞さまでした。

（午後2時56分 閉会）